

## CONTENTS

社会保険事務説明会のご案内…2 年金シニアライフセミナー開催のご案内…3  
主な健康保険給付の種類と手続き…4・5 適正受診を心がけましょう・申請手続きは郵送が便利です…5  
算定基礎届は7月10日までに提出ください…6 社会保険の申請・手続きは電子申請が便利です…7  
「わたしと年金」をテーマとしたエッセイを募集します …8



花ことば(ピンク)：美しい少女 / 気品

コーネリア/オールドローズ

秋田県社会保険協会ホームページ→<http://www.syahokyo-akita.jp>

社会保険関係の制度や届出については、

日本年金機構ホームページ→<https://www.nenkin.go.jp/> 電子政府の総合窓口 (e-Gov) →<https://www.e-gov.go.jp/>

健康保険の給付・任意継続・健診等については、

全国健康保険協会ホームページ→<https://www.kyoukaikaipo.or.jp/>

# 社会保険事務説明会の開催

【健康保険と年金のしくみと事務手続き】

参加無料

秋田県社会保険協会の会員事業所において社会保険事務を担当されている方を主な対象として、次により「社会保険事務説明会」を開催します。新たに社会保険事務を担当することになった方大歓迎です。奮ってご参加ください。

※定員になり次第締め切らせていただきます。

## 日程・会場・申込期限

◆ 各会場とも13時から受付を開始します

| 開催日時                          | 会場                                            | 申込期限  | 定員  |
|-------------------------------|-----------------------------------------------|-------|-----|
| 令和元年7月18日(木)<br>13時30分～16時30分 | 大仙市大曲交流センター<br>〈大仙市大曲日の出町2-7-53〉              | 7月16日 | 50名 |
| 令和元年7月23日(火)<br>13時30分～16時30分 | 秋田市文化会館<br>〈秋田市山王7丁目3-1〉<br>※駐車場が混み合う場合がございます | 7月18日 | 80名 |
| 令和元年7月26日(金)<br>13時30分～16時30分 | 由利本荘市市民交流学習センター<br>〈由利本荘市上大野16〉               | 7月22日 | 40名 |
| 令和元年7月30日(火)<br>13時30分～16時30分 | 北秋田市交流センター<br>〈北秋田市材木町2-2〉                    | 7月25日 | 40名 |

## 参加対象者

県内の年金事務所または全国健康保険協会秋田支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている方(健康保険組合に勤務されている方を含む)

## 参加費用

無料(テキストは主催者が当日配布します)

## 講師

年金事務所職員・全国健康保険協会秋田支部職員及び保健師

## 申込方法

下記の参加申込書にご記入のうえ、郵送またはFAXによりお申し込みください。

## 申込み・問い合わせ先

秋田県社会保険協会

〒010-0001 秋田市中通6-7-9

電話 018-831-6205 FAX 018-832-3681

主 催 一般財団法人 秋田県社会保険協会

【共催】 日本年金機構(県内各年金事務所)・全国健康保険協会秋田支部

-----キ---リ---ト---リ---線-----

## 「説明会」参加申込書

|         |                                                                         |         |  |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|---------|--|
| 希 望 会 場 | ○印で表示願います。<br>・ 大仙市大曲交流センター ・ 秋田市文化会館<br>・ 由利本荘市市民交流学習センター ・ 北秋田市交流センター |         |  |
| 事 業 所 名 |                                                                         |         |  |
| 事業所所在地  | 〒                                                                       |         |  |
| 事業所電話番号 |                                                                         | FAX番号   |  |
| 参 加 者 名 |                                                                         | 事業所整理記号 |  |

\*申込書受付後に「受講証」を送付いたします。

# 年金シニアライフセミナー

職員全員に回覧  
してください

## これからの「不安」を「楽しみ」に変える3時間

年金シニアライフセミナーは、定年前のサラリーマンに限らず、県内の中小企業にお勤めの方、すなわち厚生年金保険・健康保険の被保険者とその配偶者を対象に、年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、年金を基礎とする家庭経済及び健康の維持増進等に必要な知識を提供し、充実したシニアライフを送るための早期の準備について、参加者自身に考えていただくものです。特に大手企業のような独自のライフプランセミナーの開催が困難な中小企業の職員にとって、このような中央の講師を招いての公開講座はとても有意義なものと思われます。

ご夫婦での参加も歓迎します。奮ってご参加ください。

- 日 時 令和元年10月8日(火) 午後1時00分～4時00分（集合・受付12時30分～）
- 場 所 グランドパレス川端（大仙市大曲浜町7-39）TEL（0187）62-0354

### 参加資格

秋田県内の年金事務所または全国健康保険協会秋田支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者とその配偶者（夫婦参加可能）及び社会保険委員、人事・厚生担当の方。

### 定 員

70名（申込先着順）

### 参加費用

- 当協会の会員事業所の被保険者とその配偶者 無 料
- 非会員事業所の被保険者およびその配偶者 1,000円／1名  
教材費として受付にてお請けし領収書を発行いたします。

### 申込締切

令和元年9月18日(水)必着 ※ただし、定員になり次第締め切らせていただきます。

### セミナーの内容

- ①シニアライフの生活を支える年金制度と医療保険のしくみと手続き
  - ②ライフプランと生きがい（生きがいのある生活を築くために）
  - ③家庭経済プラン（これからの家計プランの作成方法）
- ※セミナーの内容は、変更される場合があります。

### 申込方法

参加申込書（コピー可）に必要事項をご記入のうえ、（一財）秋田県社会保険協会へ郵送またはFAXにてお申し込みください。

### 申込み・ 問い合わせ先

秋田県社会保険協会

〒010-0001 秋田市中通6-7-9  
電話 018-831-6205 FAX 018-832-3681

-----キ---リ---ト---リ---線-----

## 年金シニアライフセミナー参加申込書

|          |   |  |            |      |                  |
|----------|---|--|------------|------|------------------|
| 事業所名     |   |  | 事業所整理記号    |      |                  |
|          |   |  | 不明の場合は結構です |      |                  |
| 事業所所在地   | 〒 |  |            |      |                  |
| 事業所電話番号  |   |  | 事業所FAX番号   |      |                  |
| 参加希望者氏名  |   |  | 性別 男・女     | 年齢 歳 | ・被保険者<br>・社会保険委員 |
| 参加希望配偶者名 |   |  | 性別 男・女     | 年齢 歳 |                  |

※お申し込みが多数の場合はコピーしてご使用ください。

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。



## 主な健康保険給付

### 病気やケガをしたときは？

#### 保険証を提示して 治療を受けるとき

##### （療養の給付）

健康保険の加入者が業務外の事由により病気やケガをしたときは、保険医療機関（病院・診療所）に保険証を提出し、一部負担金を支払うことで、診察・処置・投薬などの治療を受けることができます。また、医師の処方せんを受けた場合は、保険薬局で薬剤の調剤をしてもらうことができます。



#### 高額な医療費を支払ったとき

##### （高額療養費）

高額療養費が受けられます。高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。70歳未満の方で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。



#### 医療費が高額になりそうなとき

##### （限度額適用認定証）

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、「高額療養費制度」がありますが、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示すると、1ヵ月（1日から月末まで）の各医療機関ごとの窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。



※70歳以上の方で被保険者の標準報酬月額が28万円未満（低所得者を除く）と83万円以上の方は、当該手続きは不要です。

#### 病気やケガで会社を 休んだとき

##### （傷病手当金）

傷病手当金が受けられます。傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、加入者本人（被保険者）が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。傷病手当金が支給される期間は、支給開始した日から最長1年6ヵ月です。



#### 医療費の全額を 負担したとき

##### （療養費）

健康保険では、保険医療機関の窓口で保険証を提示して診療を受ける現物給付が原則ですが、やむを得ない事情で現物給付を受けることができないときや、治療のために装具が必要になったときなどは、かかった医療費の全額を一時立替払いし、あとで請求して療養費（被扶養者の場合は家族療養費）として、払い戻しを受けることができます。



#### 海外で急な病気の治療を受けたとき

##### （海外療養費）

海外療養費が受けられます。海外旅行中や海外赴任中に急な病気やけがなどによりやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けられる制度です。海外療養費の支給対象となるのは、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。



### こんなときどうする？

#### 子どもが 生まれたとき

##### （出産育児一時金）

出産育児一時金が受けられます。出産育児一時金は、被保険者及びその被扶養者が出産された時に協会けんぽへ申請されると1児につき42万円が支給されます。（産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合は40.4万円となります。）



#### 出産で会社を休んだとき

##### （出産手当金）

出産手当金が受けられます。加入者本人（被保険者）が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合は、出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合98日）から出産の翌日以後56日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として出産手当金が支給されます。



#### ご本人・ご家族が亡く なったとき

##### （埋葬料（費））

加入者の方がお亡くなりになられた場合は、埋葬料として5万円が支給されます。埋葬料を受けられる方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、埋葬料（5万円）の範囲内で実際に埋葬に要した費用が埋葬費として支給されます。



詳しい内容や申請用紙・添付書類については協会けんぽホームページをご覧ください

お問い合わせ先 協会けんぽ秋田支部 業務グループ ☎018-883-1800

## 健康保険のその他の手続き

### 会社を退職するとき

(任意継続)

退職日の翌日以降は、在職時の保険証は使用できません。退職後の健康保険には

- ①任意継続（協会けんぽ※退職日の翌日から20日以内に手続きが必要）
- ②国民健康保険（お住まいの市町村）
- ③ご家族の健康保険【被扶養者】

（ご家族のお勤め先）

の大きく3つ選択肢があります。毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険にお手続きください。



**注目！**

退職する際は、ご家族様の保険証も含めて必ず返却してください

### 保険証や高齢受給者証をなくしたとき

(保険証・高齢受給者証再交付)

保険証や高齢受給者証をなくしたときは、「健康保険被保険者証再交付申請書」や「健康保険高齢受給者証再交付申請書」を提出頂くことで、新しく発行いたします。

なお、外出時の紛失や盗難の場合は、警察署へお届けされることをお勧めします。



### 事故にあったとき

(第三者行為)

交通事故や喧嘩など、第三者の行為による負傷で、健康保険で治療を受けたときには「第三者行為による傷病届」のご提出をお願いします。届書をすぐに提出できないときは、取り急ぎ事故等の状況をお電話等によりお知らせいただき、後日できるだけ早く届書のご提出をお願いします。



## 適正受診を心がけましょう



保険証は診察を受ける都度、病院等の窓口にご提示ください。



仕事中や通勤途中の病気やケガには保険証は使用できません。（労災保険の対象になる可能性があるため、事業所を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください）



重複受診（はしご受診）はやめましょう。

### こども救急電話相談

# #8000

毎日：午後7：30～午後10：30

全国同一の短縮番号#8000をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口へ転送され、小児科・看護師からお子様の症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院などのアドバイスが受けられます。休日・夜間に病院を受診した方がよいのか判断に迷った場合にご利用ください。

## 申請手続きは郵送が便利です



窓口が混雑し、ご案内までお時間がかかる場合がございます。ぜひ便利でスムーズな郵送でのお手続きをご利用ください。

申請用紙はホームページで取得できるほか、お電話いただければお送りいたします。

### ステップ1

申請書作成支援サービスを利用すればさらに便利！



協会けんぽホームページから用紙をダウンロード

### ステップ2



必要事項に記入押印いただき郵便ポストへ投函

### 申請完了☆

便利でスムーズ♪



記入漏れ・誤りにご注意ください

## 限度額適用認定証のお問い合わせは「チャットボット」をご活用ください

協会けんぽでは、平成31年4月1日からホームページ上に「チャットボット」を導入し、限度額適用認定証に関するご案内を開始いたしました。「チャットボット」をご利用いただくことで、限度額適用認定証の制度や申請方法・申請書の作成・申請先等について、いつでも簡単にご確認いただけます。

「チャットボット」の利用方法

→ 「医療費が高額になりそうなとき」のページからご利用いただけます。



## —全員の標準報酬を決めなおすとき—

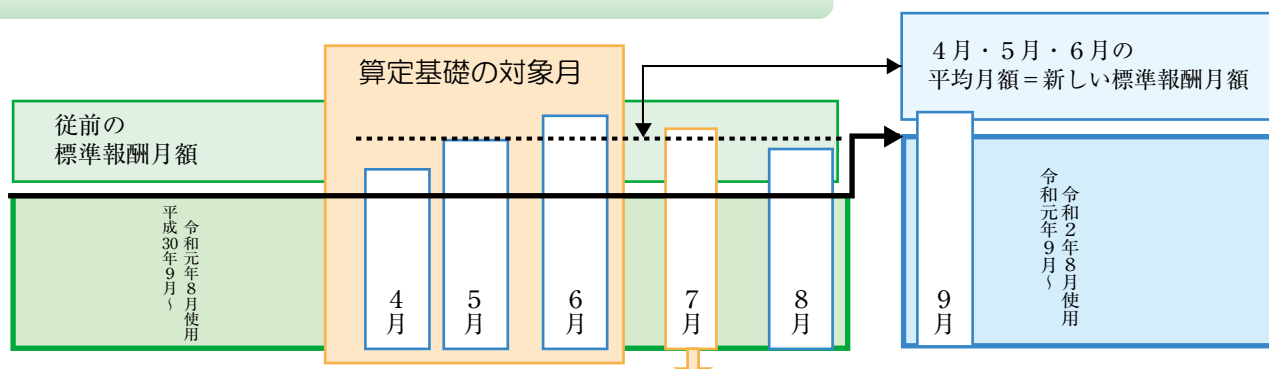
### 定時決定と算定基礎届

算定基礎届は  
7月10日までに  
ご提出ください！

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年1回、標準報酬月額が決めなおされます。これを定時決定といいます。

定時決定にあたり、4月・5月・6月に支払った報酬を「被保険者報酬月額算定基礎届」（以下、「算定基礎届」といいます。）に記入し、7月1日から7月10日までに「日本年金機構仙台広域事務センター」へ郵送で提出します。※管轄の年金事務所への持参も可能です

#### ● 算定基礎届の提出の基礎となる月と決定対象月



7月1日から7月10日までに日本年金機構仙台広域事務センターへ郵送により提出  
※管轄の年金事務所への持参も可能です

#### ● 算定基礎届の対象者

7月1日現在の全被保険者が対象です。

以下に該当する被保険者の方は届出の提出が不要です。

- ・6月1日以降に被保険者になった方（資格取得時に決定した報酬が令和2年8月まで適用されます）
- ・6月30日以前に退職した方
- ・7月改定の月額変更届を提出する方
- ・8月または、9月に随時改正が予定されている旨の申出を行った方

※なお、送付している届出用紙等の内容は、令和元年5月17日（金）までに処理が完了した記録に基づいています。  
被保険者の情報が記載されていない場合は、追記してください。

#### ＊ ＊ 豆知識 ＊ ＊

##### ▶ 報酬とは・・・

4、5、6月に実際に支払われた、税金等を控除する前の支給総額です。金銭・現物を問わず、事業主が労務の対象として支給するすべてのものです。現物で支給されるものについては、標準価額によって金銭に換算して計算します。ただし、食事の標準価額の3分の2以上を本人が負担している場合は、報酬に含みません。

現物で支給されるもの：金銭（通貨）に限らず、通勤定期券、食事、住宅など。

食事・住宅は、都道府県ごとに厚生労働大臣が定める価額に換算して記載します。それ以外は原則実際にかかった費用を時価として記載します。なお、備考欄には「食事(昼)」などと内容を記載してください。

##### ▶ 支払基礎日数・・・

報酬の支払いの対象となった日数のことをいいます。

月給者 ▶ 出勤日数に関わらず暦の日数となります

ただし、月給者であっても欠勤日数分の報酬が差し引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。

日給者及び時給者 ▶ 出勤日数となります

支払基礎日数が17日未満の月は標準報酬月額計算の対象から除かれます。4月・5月・6月のいずれも支払基礎日数が17日未満の場合には、従前の標準報酬月額で決定します。（※短時間労働者を除く）



## 社会保険事務を担当されている皆様へ 社会保険の申請・手続きは、電子申請が便利です

算定基礎届も  
申請できます

### 電子申請(e-Gov)のメリット

24時間  
申請可能!

どこからでも  
申請できます



時間・コスト  
削減が期待  
できます

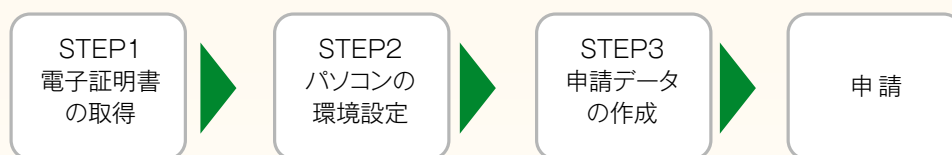
記入ミスや  
漏れの防止

### 申請できる手続きは約270種類

健康保険及び厚生年金保険等で電子申請できる書類は約270種類あります。また、書類の申請状況や進捗確認もでき、公文書等もインターネット上で取得することができます。

### いつでもご利用を開始できます!

ご利用開始までのおおよその流れについては以下のとおりです。



※詳細はe-Govサイトにてご確認ください。

オンライン申請ガイドbookは、電子政府の総合窓口（e-Gov） サイトからダウンロードできます。

URL <https://www.e-gov.go.jp/doc/facilitate/index.html>

### お問い合わせ先

STEP1,2についてのお問い合わせ先はこちらです。

【電子政府利用支援センター】

050-3786-2225

<受付時間>

月曜日～金曜日：4～7月 午前9時～午後7時

8～3月 午前9時～午後5時

土日、祝祭日：午前9時～午後5時

電子政府利用支援センター 検索

STEP3についてのお問い合わせ先はこちらです。

【ねんきん加入者ダイヤル

（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】

0570-007-123 ※音声案内の2番を選択ください

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6837-2913 ※音声案内の2番を選択ください

<受付時間>

月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時～午後5時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



社会保険あきた4・5月号掲載記事の訂正とお詫び

本誌6頁「各種届出はお早めをお願いします」の記事に誤りがありました。

下記のとおり訂正してお詫びいたします。

3行目『被保険者が退職した時、亡くなったとき』の届書種類

誤り) 被保険者資格取得届 → 正) 被保険者資格喪失届

「わたしと年金」をテーマとしたエッセイを募集します

# 「わたしと年金」 エッセイ 募集中

世代を**超**える。  
今だからこそ、伝えたい。

## 応募締切

令和元年9月13日（金） 消印有効

## 応募作品

公的年金制度をテーマにしたエッセイ。

公的年金の大切さ、応募者ご自身や身近な方と公的年金とのかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、なんでも結構です。

日本語で1,000～2,000文字以内。

氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。

内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。

応募作品は返却しません。

## 発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する（11月下旬予定）他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。

受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。

受賞者の氏名、年代、性別、住所地の都道府県を公表します。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

わたしと年金エッセイ

検索

## 賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選

賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

## 応募資格

中学生以上の方

## 提出先

日本年金機構 相談・サービス推進部  
サービス推進グループ わたしと年金 担当  
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

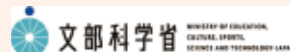
## お問い合わせ先

日本年金機構 相談・サービス推進部  
サービス推進グループ わたしと年金 担当  
（電話番号） 03-5344-1100（代表）

主 催



後 援



全国高等学校長協会  
全国都道府県教育委員会連合会





## 老齢年金の支給繰り下げについて

**Q** 65歳から受け取る老齢年金は支給開始を遅くすると年金額が増額すると聞きましたが、具体的にどのような制度でしょうか。



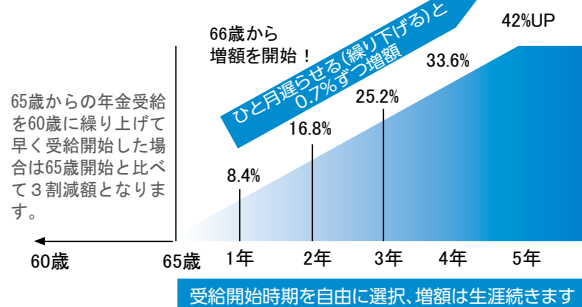
秋田年金事務所  
お客様相談室  
辻 志 帆

**A** 老齢年金を66歳以降に支給開始する場合を繰り下げ受給といいます。老齢基礎年金と老齢厚生年金はそれぞれ支給開始時期を選択でき、繰り下げの申し出があった日の翌月分から年金を受け取ることができます。

66歳になるまでは繰り下げの申し出をすることはできませんが、それ以降ならいつでも繰り下げの申し出をすることができます。年金の受給を繰り下げるとひと月につき0.7%ずつ増額し、増額は生涯続きます。例えば、66歳に達した月に繰り下げ申し出をすると8.4%増額（0.7%×12月）され、70歳で繰り下げ申し出をすると42%増額（0.7%×60月）されます。

なお、すでに老齢年金を繰り上げ受給している方や遺族年金、障害年金（老齢厚生年金の繰り下げの場合は、障害基礎年金を除く）の受給権のある方は繰り下げ受給することができません。

### 70歳で最大42%UP



### ※ご注意いただきたいこと

- 「加給年金」や「振替加算」は増額の対象とはなりません。
- 在職中の方は、在職による支給停止後の年金額が増額の対象となります。
- 老齢年金は雑所得として扱われるため、年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響がある場合があります。



「私の昭和から平成」  
平成も終わり新元号令和になり、今までであれば三つの時代を経験した人を見るとあれこれと長生きなんだなというイメージでしたが、まさか自分も昭和・平成・令和と三つの時代をこれから生きて行くと思うと少し不思議な気がします。特別何も無いような私の今までを少し想いかえて見ようと思います。  
私が車を持つ前までは家には車がありませんでした。そのため出かける時はいつもバスか列車でした。  
それでも両親は春は弘前のお花見、夏は出戸浜に海水浴、特に大変だったと思うのは冬の大鰐ヘスキ用具を持ち列車で連れて行ってもあった事でした。今思うととてもありがたいなと感謝しています。  
幼稚園・小学・中学時代は人数が少なくほぼ変わらない顔ぶれで、けんかになると女子と男子に分かれてみんなでけんかをしていた様に思えます。そのため人数が二人くらい増えると二クラスになるのになかなか増えず、教室がいつもせまきまきでとなりの二クラスの教室は広々としていていいな一いつも思っていた



随想  
ふきのとう

ものでした。勤めるようになり車を購入し、今まで車になかった事もあり家族でいろいろな所に行きました。  
その頃は、今のようになびは無く、家族で地図を見ながら迷いながら北は恐山南は仙台や福島あたりまで行きました。未熟な運転ながら父も母もこんなものかなと思っていたそうですが、友達などはお父さんから運転が下手だと怒られると言っていました。このときは車のある家で無くて良かったのかとも思いました。普段の買い物などは、母といきまずが父にも行かないと聞くと留守番していると父には行かれましたが、あとで聞いた話では、母だけいい買い物一緒に話していいなと言っていたそうです。  
二十歳を過ぎると、友達と出かける事が多くなり、冬は安比や雫石など泊りでスキーへ、春になるとテニスやバドミントン、夏には友達との知り合いに漁師さんがいてウニやサザエを食べさせてもらった、いい友達に出会えたんだな一とつくづく思います。  
結婚後は、家族ぐるみの付き合いも多く、川下りやキャンプに行ったり昔は阿仁の先々へ行ってビデオ撮影をしてくれたりと楽しい思い出です。また、行動範囲を広げ帝国劇場や東京ドームなど、やりたくなー行きたいな一と言うと連れて行ってくれる優しい主人です。わりと好きな事をさせてもらっていたのだと今更ながら思います。  
今ではスキーがスノーボードに変わり、主人はウインタースポーツは行かないので一緒に行きませんが友達と行くと来ます。と言うところよく行かせてくれます。感謝、感謝です。これからも我儘な私を宜しく願いますと言いたいのです。何をすることも健康が第一だなと最近つくづく思うような出来事があり、そして周りへの思いやりを大事にし、多くは望まずこれからの令和の時代が災害も無く平和な時代であってほしいと思います。

藤嶋鉄工株式会社（大館市）  
工藤 礼子

# 健康トピックス

## 第183回 「風しん」についてご存じですか？

「風しん」は、子どもがかかる病気だと思いませんか？患者さんは働き盛りの30～50歳代の男性が多く、また、女性の場合は妊娠初期に感染すると新生児に難聴や白内障、心疾患などの「先天性風しん症候群(CRS)」を発症する恐れがあります。風しんから、あなた自身と周りの人を守るために抗体検査や予防接種を受けましょう。

### 風しん抗体検査・予防接種のクーポン券発行

2019年度は1972(昭和47)年4月2日～1979年(昭和54)年4月1日生まれの方へ市町村から順次クーポン券が届く予定ですが、自治体により事業開始時期や対応が異なるため、詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

※1962(昭和37)年4月2日～1972年(昭和47)年4月1日生まれの方は希望者へ発行されます



秋田県（秋田市以外に在住の方が対象）や秋田市保健所（秋田市に在住の方が対象）では、上記の対象以外の方でも一定要件を満たした方へ抗体検査の費用助成を行っております。詳しくは秋田県や秋田市のホームページをご覧ください。

### 風しん抗体検査の費用助成（秋田県、秋田市保健所）

#### 対象者

- ①妊娠を希望している（いわゆる妊活中の）女性
- ②上記①の配偶者（注1）
- ③風しんの抗体価が低いことが判明している妊婦の配偶者（注1）

（注1）婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。



ただし、次のいずれか一つにでも該当する方は、費用助成の対象外です

#### 女性（上記①）の場合

- ◆ 過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があること（HI抗体価32倍以上またはEIA価8.0以上相当）が判明している。

#### 男性（上記②または③）の場合

- ◆ 過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があること（HI抗体価32倍以上またはEIA価8.0以上相当）が判明している。
- ◆ 配偶者が過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明している。
- ◆ 1962(昭和37)年4月2日～1979(昭和54)年4月1日生まれ（注2）

（注2）2019年度は1972(昭和47)年4月2日～1979年(昭和54)年4月1日生まれの方へ市町村からクーポン券を順次発行（1962(昭和37)年4月2日～1972年(昭和47)年4月1日生まれの方は希望者へ発行）

#### 対象期間

2019（平成31）年4月1日～2020（令和2）年3月31日まで

### 休日・夜間の年金相談窓口をご利用ください

夜間の年金相談／カレンダーの 〇 の日開所時間／午後7時まで  
休日の年金相談／カレンダーの 〇 の日開所時間／午前9時30分から午後4時まで

#### 令和元年 7 月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |    |

#### 令和元年 8 月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    | 1  | 2  | 3  |
| 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

### 年金についての相談やお問い合わせ先

#### ★ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

市内通話料金 0570-058-555 03-6700-1144（IP電話）

（受付時間）月～金曜日：午前9：00～午後7：00  
第2土曜日：午前9：00～午後5：00

#### ★ねんきんダイヤル（年金全般に関する相談）

市内通話料金 0570-05-1165 03-6700-1165（IP電話）

（受付時間）月曜日：午前8：30～午後7：00  
火～金曜日：午前8：30～午後5：15  
第2土曜日：午前9：30～午後4：00

### 保険料の納期内納入にご協力ください

月末には社会保険料振替口座の残高確認をお願いします。